

+ 貨物概要

鉄鋼製パイプとポリエチレン製シートのセット。それぞれが特定の形状に加工されており、骨組み、屋根、外壁として使用される。組み立てると1棟あたり敷地面積が240㎡の農業用温室となる。

+ 分類

関税率表第 9406.00 号（統計番号 9406.00-090）のプレハブ建築物

+ 分類理由

現場での組み立て作業のみにより農業用温室となるものがまとめて提示されていることから、第 94 類注 4 に規定される「プレハブ建築物」に該当しますので、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）